

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

→ 6 (12)
12 / 24

北米第一課長

第6回 外資幹事会

44. 12. 17
米北

国際機関2課より 第6回外資幹事会は
下記に於て開催されし旨連絡あり。

記

1. 日時 12月24日(水) 2:00 p.m.

1. 場所 大蔵省第1会議室
(4階 講義室)

極秘

条約課長
国際機関第二課長
法規課長
北米第一課長
アメリカ局長
参事
北米第一課長
別添紙

第6回 外資幹事会
(沖縄(関係部)記録)

44. 12. 24
米北

12月24日 大蔵省第1会議室に於いて本(中)
会議を開催されし旨連絡あり。

下記のとおり。(本局より本局第一課長
有地、国際機関2課加藤幹事出席)

記

1. 冒頭 総務局特選局長の発言を本局。従来
同局が本幹事会に提出しつゝ「沖縄」

本局より外資幹事会への取組について(案)の件

外資証券は、従前の法律準備の面から
具体的にどうなるかを検討する必要がある。

両者の関係は、^{直接}検討されるべきではないと
総務府特許局の意見がある。

2. 布告11号廢止を事例の中に入らざるべし
に付、(何弊者局長F4意見を本稿

本稿の) 4条増長より「本件は法律
準備の一つであり、他の事項との関連を

あつて、総合的に検討し、また、法律
制度全般の場を案文に付すこと」

と答は。



3. 11月22日以降、いわゆる「~~4~~」外交に
付、(何弊者局長の)「本件問題に付、

既述の如く、~~1~~ 従前の法律準備の
面から、本件は、(何弊者局長の)「本件は、

得るべきであり、(何弊者局長の)「本件は、
いわゆる「~~4~~」に付、(何弊者局長の)「本件は、

本稿、本件は、(何弊者局長の)「本件は、
(何弊者局長の)「本件は、(何弊者局長の)「本件は、

本稿、本件は、(何弊者局長の)「本件は、
外交政策の、(何弊者局長の)「本件は、

本稿、本件は、(何弊者局長の)「本件は、
(何弊者局長の)「本件は、(何弊者局長の)「本件は、

4. 本件は、(何弊者局長の)「本件は、
USCARに資料提供を要請する
こと外交文書に付、(何弊者局長の)「本件は、

是調査事項とし、通商局の別紙率を帯
上向付し、之を中心として、特許の交換を

行なうが、その際、率増長より、
通商局試案は、米例に提示するべき文章

の別紙率は「記以下に作るべき」
の文章の上書きは、資料蓄積の目的、即

ち本問題の衡平の解決等と共に、
調査原因は、緩急の区別をつけること

調査対象は、全米と倉庫と、
的説明事項を付すこととする。

(1) USCAK、硫黄、高圧給電等、協力
を得る資料の作成に当るべきこと、目的

を明年3月、作成し、詳細な資料蓄積を
心とすべしと思ふ。

(1) 共同声明等には、米金率に限定し、日
本政府の承認を表明し、その旨を、

の資料とすは、米金率の増進を目的とし、
或は、程度伸縮の施設を以て、米

政府に押し付けられたるもの、米金率に
米と倉庫と、全米と倉庫とを以て、

換算の率ありと見らるる。
等の特許を以て、当りては、進めるべき

とも協議の上、改め、外務省との交渉を
行なうべきとせん。

5. 米金率の増進を以て、23日24日
の米金率の伸縮のシカレ等、米金率の増進

程度増進を以て、米金率の増進を以て、
421を以て、米金率の増進を以て、
(注)

以上、現代の動搖を以て、又
 新聞等にも、刺戟的記事を出
 以上、真偽の如何は、如何に御座るに御座る
 といふ點に、希望が、あつた、旨に、
 「要は、日本紙の、意思は、一つ、あるに、
 前記4の、文章等、の、附、り、に、
 要、を、以、て、行、う、と、付、言、した。

注、同様、の、理由、を、向、外、官、署、に、
 送、附、の、内、部、の、判、断、の、由、に、
 一、ら、の、旨、を、記、す。

6. 最後、に、次、回、幹、事、会、を、1月14日(水)に、
 開催、す。前、記、4の、文、章、に、
 出、す、べ、く、電、信、局、の、旨、を、
 檢、討、す、べ、し、と、行、合、せ、た。

条約局長 30 アメリカ局長
 参事官 参事
 条約課長 法規課長 北米第一課長
 同僚課長 銀行課長

秘
 無期限

在沖繩米企業の取扱。 (大蔵省、
 通産省と打合せ) ⑤、
 ④、1、12、米比- (佐藤)

沖繩米企業の取扱の問題に、
 12日、当省、大蔵省、通産省の、3省、
 内、の、協、議、

行、う、た、と、す。右、要、旨、に、
 出席者、
 当省、(米比-)佐藤、有地、(条約)鈴木、
 大蔵省、伊勢、各、外、官、課、長、1名、
 通産省、官、本、外、官、課、長、1名、2名、

1. 対米資料要求、
 当方、カ、ハ、ツ、シ、グ、レ、タ、案、通、産、省、
 81年10月、
 した、に、相、査、の、目、録、を、各、に、提、示、協、議、の、
 (1) 当方案の末尾に、今後、も、父、要、に、
 資、料、を、

要、旨、の、
 行、う、う、に、と、あ、る、べ、し、と、の、旨、を、
 加、え、た、も、の、
 上、カ、ハ、ツ、シ、グ、と、し、
 通、産、省、の、相、査、の、目、録、中、の、

とCに父と考之し中なる「表」の「一」整理し
たもの(13日午前中「表」に「通産省」(作成予定)

今後「手帳」に「表」

と付し。提出するに。 (ロ) カバリー・グループ及び
付表とも。14日の外債幹事会「了」終了後

後。(外債幹事会では。カバリー・グループは「簡年」に
12月「送」明「表」に「と」め。付表「表」を「提」示「し」
(「表」上「了」)

意見と求めらる。16日の「~~経済~~」経済担当「~~委員~~」
会議に付し。相「~~手~~」了「承」了「得」後。外務省

より。提出するに「と」す。付表の「審」議「に」干「渉」取
る「場」合「に」付。カバリー・グループのみ。提出し。付表
(「と」付「表」上「了」)

と「違」つ「提」示「す」に「と」す「に」。 (イ) 本「件」事「簡」を
外務省「に」在「米」大「に」提「出」す「際」。念「に」ため
(「この individuals は個人企業のことあり」)

口頭「に」。本「件」事「簡」に「格」格「選」許「の」問「題」は「合」格「な
に」て「指」摘「す」に「と」の「事」実「を」申「し」合「せ」た。

(ロ) 本「三」國「企」業「に」本「三」國「人」の「内」務「に」。本「件」
資料「要」求「に」合「わ」ず。必「要」な「資」料「を」送「り」す。別「途」に「資」料「を」送「る」
に「と」す「に」。

「表」議「論」の「進」行「に」。通産省「は」。米「側」企「業」中。
11月2日現在「に」。事業活動「に」関「心」を「示」す「に」

「等」も「も」の「選」別「を」求「め」ら「し」「と」す。通産省「は」(「~~米~~」
米「側」に「対」し「て」。事業活動「に」
か「か」る

関「心」を「示」す「に」何「の」議「論」を「惹」起「し」(通産省「に」
も「事業活動」に「関」心「を」示「す」に「付」何「の」状「態」

の「こ」と「云」う「に」。明「確」な「意」見「を」持「つ」合「せ
て「い」ら「せ」る「に」付。資料「を」送「り」せ「る」に「付」
米「側」の「(提出)」米「側」の「取」扱「に」内「務」

を「指」摘「し」。本「件」資料「要」求「に」。資料「交」渉「の」内「容
に「つ」いて「の」~~「米側」~~「米」側「の」政策「及」び「方」針「の」問「題」
を「合」め「て」(「~~米側」~~「米」側「の」

「~~米側」~~「米」側「に」付。絶「對」に「事」実「に」求「め」ら「し」
「~~米側」~~「米」側「の」意「見」を「示」す「に」付。通産省「は」内「務」

(「~~米側」~~「米」側「に」付。20」
「~~米側」~~「米」側「に」付。大「蔵」省「は」終「極」的「に」
を「支」持「し」た。

また、大蔵通産双方より、~~外~~外務省議会で
 処理の問題は、日本側外務省との関係
 問題とする firms のため、日本側外国
 為替管理との関係等、問題とする ~~解決~~
 individuals は合子中での指摘の上、本件
 資料要約 0.5 individuals とあること
 したがって、(1) 日本側国内
 法上、~~如何なる~~ 如何なる法律の制裁を受ける
 日本側内部の問題であり、日本側内
 individuals の問題の合子中であること
 復知大臣の仲介使節書簡でも明らかであり、
 本件書簡に individuals の問題と落
 米例は、~~無用~~ 無用の懸念とあること、
 (2) individuals の問題と外務省議
 会

取扱文書に12月、~~経済担当官会議~~
 (日本政府全体に12月、この関係、~~資料~~
 付文書あり、その処理は、経済担当官
 会議に毎週、15日、20日、25日、30日、
 individuals と輸入中のべき旨を長し、
 関係 (T0)
 2. 外資系企業取扱方針案
 外資系企業取扱方針案について、
 通産省より、別添³の案文を提示した。
 (右案は、11月27日付の外資幹事会案及び
 12月12日付の総理府案を基礎として作成した
 ものである。)
 此に¹²つづき、~~結果~~結果、外資幹事会と12
 経済担当官会議に提出する意見の形状

整理することとし、通産省集の中1項に収める
基本目標として掲げ、その基本目標達成

のための施策として、(イ)米例に対する資料
要求を行なうこと。(ロ)米例の独断的外貨

政策を^{させ}措置と講ずること。(布多11号の
廃止という露骨な表現は許さず。) (ハ)11月22日

以降の申請について、臨時政府への
措置に^{露骨な}意見を反映せしめるための
日本政府

措置を講ずることの了矢を骨子とした方針
案をまとめることとした。なお、在方針案は

^{おとめ}通産省に^{方針案}送られ、13日中に大蔵省と合議に
達した上で、14日の外貨幹事会にかけ、その後

経済担当官会議に提出する。
なお、上記の外貨幹事会の取扱方針は
概略的施策を^{国体}に⁴⁴付

については、外貨幹事会の方針案に適合する
経済担当官会議にかけ、処理に努めること

とした。

3. 経済担当官会議の取扱い。
総理府主催の経済担当官会議についての考案

につき、方針より、復帰準備関係の4中米一本化
の思地より、一先、外貨問題については、復帰準備

は経済担当官会議を¹²素向きの窓口¹²とする
こととし、¹²父安に¹²示し、外貨審議¹²会¹²にて

補佐することとするの筋である旨指摘した
こと。大蔵省、通産省双方とも、同意を示し

旨を述べた。



別添
2

沖縄におけるアメリカ系企業に関する調査依頼書について

1 沖縄におけるアメリカ系企業については沖縄の施政権返還後は日本の外貨政策が適用されることとなるが、日本政府としては佐藤ニクソン共

3 同声明第9項にかんがみ問題の円滑な解決を図りたいと考えている。

(このため) 下記のアメリカ系企業を対象として別紙調査票による実態調査の結果を日本政府に提出するよう要請する。なお今後必要に応じて最新決算期の貸借対照表、損益計算書および利益処分に関する書類および定款の提出を要する可能性がある。

記

15 A. 1969年11月21日現在布令第11号の免許を受けているアメリカ系企業である

1. 同日現在 営業活動を営んでいるもの
2. 同日現在 営業活動を営んでいないもの

(B. 布令第11号2. a~l の規定により免許を不要としたアメリカ系企業

C. 1969年11月22日以降布令第11号の免許を受けたアメリカ企業およびその他のアメリカ系企業を貴国が調査対象としておられるもの

25 ~~考えるもの~~

別紙調査票

1 1 調査要領

1) 調査対象 であるアメリカ系企業のうち支店形態を除く ~~を調査対象とする~~ 企業は2の内容について、支店形態のものについては2の内容に ~~て調査を行なわれない。~~

5 2) 次のどのカテゴリーに属するか、調査票冒頭にA-I, B等とマークを付して明確に示すこと。

10 A. 1969年11月21日現在布令第11号の免許を受けているアメリカ系企業である

(1. 同日現在 営業活動を営んでいるもの
2. 同日現在 営業活動を営んでいないもの) ~~省略~~

15 B. 布令第11号2. a~l の規定により免許を不要としたアメリカ系企業

C. 1969年11月22日以降布令第11号の免許を受けたアメリカ系企業 ~~(おそれる他のアメリカ系企業を調査対象としておられるもの)~~ ~~省略~~

20 2. 調査内容 (支店形態の場合を除く。)

1) 当該アメリカ系企業

2) 概要

25 1. 名称 所在地 代表者名 (免許取得日) 設立年月日
事業目的 (製造物 サービスの内容)、資本金 発行済株式

役員構成 従業員数
(注、設立時および1969年11月21日現在に変更がある場合はその内容を記入すること。)

30

1969年11月21日

Officeの有無
生産活動の有無
工場建設中の場合、建設計画
会社設立予定

① ~~事業計画~~ (特に復帰後における事業計画)

- ② 売上高 (売上輸出高、輸出先 (米軍向け))
- ③ ④ 主たる輸入品名、輸入額 および 輸入元
- ④ 設備投資実績
- ⑤ 外部資金調達状況 (主にローンに於ける 導入先、期間、金利)
- (金額等により案件により)
- (5) 技術導入の状況 (技術内容、導入先、金額、期間、金利等、詳細)
- (6) 期金金処分の状況

③ その他

- ④ 所有不動産 (所在地、面積、帳簿価額、固定資産税評価額)
- ⑤ 所有株式 (銘柄、株数、帳簿価額、時価)

(2) 出資者

- ① 出資者の名称、国籍、住所、出資額 (認許額と別) 出資比率
- ② 出資者の事業目的、資本金、売上高、事業活動の概要
- ③ 出資者である外国投資家の株式取得状況の推移 (取得年月、取得株数、持株比率、取得の態様、取得価格)

株式の種類 (転換社債優先株等)

1 支店関係調査内容

- (1) 当該支店
 - ① 概要 名称、所在地、表為名、発注年月日、設立年月日、事業目的 (製肉店、サテライト等の内容)

② 事業計画の概況

- ① 売上高 (売上輸出高 (日本向け、他地) 米軍向け)
- ② 主たる輸入品名、輸入額 および 輸入元

- ④ 本店に於ける負債総額 (ローン、本店勘定簿記、法外債等)
- ⑤ 本店から受けた投資の額 (ローン、資金受渡等)

- ⑥ 剰余金処分の状況
- ⑦ 今後の事業計画

④ 今後の資金計画

③ その他

- ④ 所有不動産 (所在地、面積、帳簿価額、固定資産税評価額)
- ⑤ 所有株式 (銘柄、株数、帳簿価額、時価)

(2) 本店の概要

- ① 名称、国籍、住所、設立年月日、事業目的、資本金
- ② 売上高、事業活動の概要等

通商産業省



別添 3

沖縄における外資系企業の取扱いについて(案)

昭和45年1月

このための検討は外務省が中心とする。下記の措置とこの方針との関係は

- 1. 沖縄における外資系企業の取扱いについては、返還時における日本の外資政策およびこれに関連する政策との適合性を考慮し、かつ、資本自由化のテンポを勘案して、必要な調整措置を講じた上で、できる限り円滑な解決を図ることとする。
- 2. 布令11号については、自治権拡大という日本政府の従来の考え方に立脚し、あわせて外資については現に民法も制定されていることを考慮し、その廃止について米側に申し入れる。
- 3. さしあたり1の趣旨に基づき、今後申請が行なわれる外資系企業の取扱いについて日本政府と琉球政府の意志疎通を図るため、次のような措置を講ずる。
 - (1) 外資政策全般についての打合せ会を必要に応じ開催する。
 - (2) 44年11月22日以後申請書(修正申請および更新申請に係るものを含む)が提出された場合、琉球政府は日本政府にその写しを送付する。

日本政府は問題があると判断した場合は、琉球政府に対して意見を述べるものとする。

- 1. 資料要求
- 2. 11月22日

通商産業省

- (3) 日本政府沖縄事務所は、外資問題に関して、常駐琉球政府と連絡を密にするとともに、本土政府との連絡を果たす。
- (4) これらの措置に関して、必要であれば米側の了解をとりつける。

0
0
0
0



沖縄の外資系企業に関する外資法上の取扱方針(案)

44.11.27
外 資 幹 事 会

一 既に44年11月21日までに沖縄に進出している外資系企業については、「本土において同種の外資系企業に対し規制されている措置と同様の状態で外資法上の法的地位を認める」という原則で臨むこととする。

すなわち、

- 1 自由化業種については、返還時における自由化段階に即して取り扱う。
- 2 44年11月22日以後できるだけ速かに行政指導を行ない、返還時において本土における同業種の外資系企業に対する政策と齟齬を来たさぬよう措置する。
(この場合、各業法に基づく許・認可或は各所管省の政策方針による行政指導が前面に出ることが望ましく、外資法はこれに追従する方針で臨むこととする)
- 3 沖縄には外国為替管理がないため事実上進出した結果となつている所謂「もぐりの外資系企業」について

は、事前の行政指導は不可能に近いので、返還時において実情に応じ、それぞれ適宜処理するものとする。

この場合、経済上重要な問題を生ずるおそれのないものについては、できるだけ簡便な方法により処理することを検討する。

二 44年11月22日以後、沖縄に進出しようとする外資系企業については、返還時までの間、次により調整措置を講ずるとの方針で臨むこととする。

- 1 先ず外交チャンネルを通じ、布令11号に基づく米民政府の独自の認可権を発動しない旨の日・米間の合意を成立させることとする。
- 2 取りあえず、適当な機関またはチャンネルを通じ、共同コミニケ発表日以後の沖縄への外資系企業の進出については、事実上日本政府と琉球政府の協議により処理することとする。

三 技術援助契約、貸付金債権、支店及び不動産等についても、実情に応じ上記の趣旨に則して処理するものとする。

策定済

既述の在米の米民政府との交渉

秘

沖縄における外資系企業の取扱いについて

44年11月2日

総理府

1. 沖縄における外資系企業の取扱いについては、返還時において日本政府の外資政策と矛盾しないという基本的立場に立ちつつ、沖縄経済振興方策等との関連もあわせ考慮して、慎重に処理することとする。

2. 布令11号については、自治権拡大という日本政府の従来の考え方に立脚し、あわせて外資については既に民立法も制定されていることを考慮し、その廃止について早急に米側に申し入れる。

3. さしあたり1の趣旨に基づき、今後申請が行なわれる外資系企業の取扱いについて日本政府と琉球政府の意思疎通を図るため、次のような措置を講ずる。

(1) 外資政策全般についての打合せ会を定期的に開催する。

(2) 44年11月22日以後申請書(修正申請および更新申請に係るものを含む)が提出された場合、琉球政府は日本政府にその写しを送付する。

日本政府は問題があると判断した場合は、琉球政府に対して意見を述べるものとする。

(3) 日本政府沖縄事務所は、外資問題に関して、常時琉球政府と連絡を密にするとともに、本土政府との連絡を果たす。

(4) これらの措置に関して、必要であれば米側の了解をとりつける。

戸塚参事官は、在米外資の取扱が最終的には、例えは、総理とガルフ社長の話し合いのようなハイ・レベルで決定される可能性が大いにありとの見解を指摘しつつ、事務レベルで画一的な外資取扱方針を決定することの疑問を呈し、外資の取扱はケース・バイ・ケースというのが関係各省の一致した方針と判断して差支なきやと繰り返し念を押していた。この見解は、先般の外資幹事会

5. 当方より、本件事務処理方式は、概政
外資申請処理に日本政府の ~~概政~~ 外資政策

を反映せしめたもの千統であり、概政
取扱以前の中絶における新規外資の取

扱は、12月1日同本政府として政策自体
は、芝般の外資幹事会でも結論を待た

ずると了解している旨確認した。

中についで大蔵省戸塚参事官より、毫末も

新規申請外資の取扱は、日本政府の
方針を確定し、其中をひとつ画一的に処理

方式も、日米交渉の推移もみわ、規律的
案件毎にケース・バイ・ケースに、外資幹事会と

本相官と外資印会との協議のついでに
と、一方の合理的な見解の述べた
たが、外資幹事会として結論は出さなかった。

GA-6

(本局に2021)

外務省

御取扱方針等が定まらなかつたこと、現段階においては然りというところであらうが、他方本土政府が一定の取扱方針を早急に示すことと現地外資系企業が強く希望していることとを鑑み、今後の問題としては、万事ケース・バイ・ケースで処理をまい。

経路号
7. 経国2号

条々
法規課長

アメリカ局長
参事
北米才一課長

秘
無期限

沖縄に計った新規進出外資の
事務処理について (案)

本件については、基本案例の中に、次の

取扱い
如く予見を以てする。

1. 琉球政府に提出された申請書の写

は、しるべき記録 (送付済) を通じ

2. 日本政府に送付するよう取り計らす。

2. 本記号は、総理所より、内務省

あつて、送付の検討を依頼する。

3. 内務省の意見は、総理所の本

て同様に
以上、内務省の意見とし、しるべき

GA-6

外務省

○別紙送付案の修正案です。二月九日の外資方針会に出席することを定。

経路（追つて決める）を通じて琉球

政府に渡す方針に付す。

4. 琉球政府の意見の取扱いについては

（追つて決める）
は、追つて決めるに付す。

日琉間で協議する。

（注）なお、前記を進めるに当たり、沖縄復

帰対策各省庁担当官会議産業経済部会

は、随時報告を要するに付す。

3. 琉球政府の意見は、琉球政府より日琉

間で協議するに付す。

（注）なお、前記を進めるに当たり、沖縄復

秘
無期限

別添
1.

沖縄に対する新規進出外資の
事務処理について（案）

昭和45. 2. 9 外務省

本件については、至急米側に申し入れ、次の
とく取計らうこととする。

1. 琉球政府に提出された申請書の写はしかるべき経路（追つて決める）を通じて日本政府に渡されるよう取計らう。
2. 前記写は、総理府より関係省庁あてに送付して検討を依頼する。
3. 関係省庁の意見は、総理府がとりまとめ、日本政府の意見として固めた上しかるべき経路（追つて決める）を通じて、琉球政府に渡されるようにする。
4. 日本政府の意見の取扱いについては、必要に応じてしかるべき場（追つて決める）において日琉間で協議する。

（注）なお、前記を進めるに当たり、沖縄復
帰対策各省庁担当官会議産業経済部会は随時報

費を受けることとし、また日本政府意見は、
琉球政府より申請書写しを受領した後、原
則としてノカ月以内にとりまとめる方針と
する。

取

別添 2

(事務)

沖縄に対する新規定出外等の処理について(案)

45.1
特選局

1. 琉球政府は、申請書の提出された場合には、その旨を
日本政府沖縄事務所を通じて、総理府に送付することとし、

総理府は、その旨を、その旨を関係省庁等に送付し、
検討を依頼す。

2. 関係省庁は、当該申請書の内容を審査の上、総理
府に対し意見を述べたこととする。

3. 総理府は、関係省庁の意見を基とし、必要に応じては
外務省と調整の上、(日本政府沖縄事務所を通じて)
日本政府の意見を琉球政府に通知し、その取扱いについて
協議す。

4. 総理府は、日本政府の意見を琉球政府に通知するに
あつて、適宜、沖縄復帰対策各省庁担当官会議産業
部会等に報告す。

総 理 府

B-5 上付55号 (100枚入り)

5. 上記の通知時、原則として申請書等を総理府で
受理した後1月以内に行ふこととする。

総 理 府

B-5 上付55号 (100枚入り)

秘

沖縄に対する新規進出外資の事務処理について(案)

45年2月

特 連 局

1. 琉球政府は、申請書が提出された場合には、その写を日本政
府沖縄事務所を通じて総理府に送付することとし、総理府は、
すみやかにその写を関係省庁あてに送付して検討を依頼する。
2. 関係省庁は、当該申請書の内容を審査の上、総理府に対し
意見を述べるものとする。
3. 総理府は関係省庁の意見を基にし、(必要があるときは外務省
と調整の上、)日本政府の意見を日本政府沖縄事務所を通じて、
琉球政府に通知し、(その取扱いについて協議する。)
4. 総理府は、日本政府の意見を琉球政府に通知するにあたり、適
宜、沖縄復帰対策各省庁担当官会議産業経済部会に報告する。
5. 上記3の通知は、原則として申請書等を総理府で受理した後
1ヶ月以内に行なうものとする。

(注) 本件については、米側の了解をとるものとする。

等下

総 理 府

Prop Com
#

外務省
の取扱い
は、付す

Prop Com

107

1955年2月6日

外務省 (産業経済部会)

千葉 千原商米課課長殿

総理府 特選局
米担当 春藤 清三

沖縄に新たに進出する外資系企業の取扱に關して

このことについては、去る1月16日の産業経済部会及び
是に先づき、琉球政府に対し、取慮を申入れる事
項を別紙の通りにとりまゝお申した。この検査料の
え、来る2月9日の産業経済部会終了後、引續
き申す予定の外資分科会(仮称)には、この意見を
お聞かせ願います。

なお、この件については、さきの部会においへる通り
して、外資の取扱に關する秘技、不慮等、
外部に洩れ、問題となつた、経緯はあります。
取扱については、ご注意願います。

おつて、今後米系企業等の取扱に關して、米
側と交渉をもち、お返し、各省間のご意見の
疎通をはかることが必要であると思つて、当
部会内に、大藏、通産、農林、外務の各省と、総理
府のご構成との外資分科会(仮称)を設け、随時
協議をもちたいと思つて、ご了解願います。

総 理 府

B-1 外務省(1955年2月6日)